

安全情報（2号）

ポイント

- 1 刈払機のキックバックに注意
- 2 チェーンソー防護ブーツでの歩き方（鳥取県森林組合連合会のHPより）
- 3 安全衛生活動により得られるもの

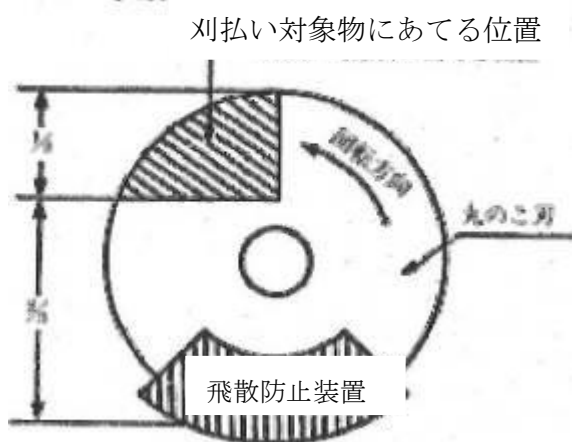
1 刈払機のキックバックに注意

下刈りの時期です。毎年同じ情報ですが、研修生等に指導をお願いします。
刈払機は便利ですが、刈払う位置を知ったうえで安全に使ってください。

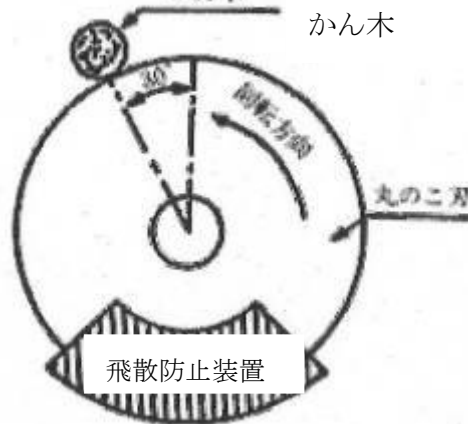
○ 刈払対象物にあてる刈刃の位置

草類（左）、かん木（右）と何を刈り払うかで刃の位置が異なります。

草類の刈払い位置



かん木の刈払い位置



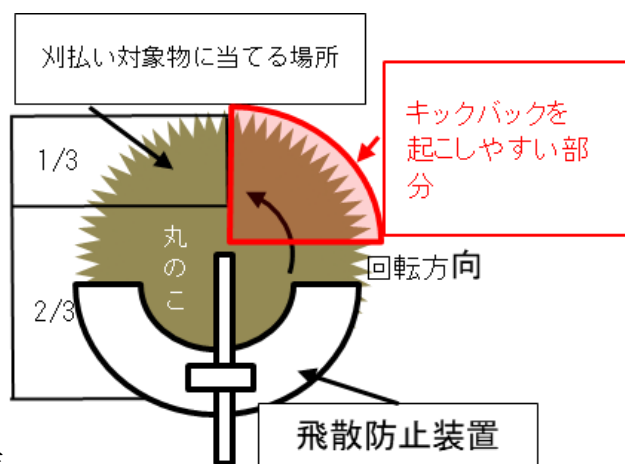
草などに隠れた根株やかん木に触れたキックバックは各地で発生しています。
右前方に特に注意。

林業における刈払機使用に係る安全作業指針より

危険な行為

- 左右に大きく振りながら刈る動作
- 刈払い機に絡んだ雑草等を後方に振り投げる動作

緑の雇用研修生は、U字ハンドルの刈払機を使い、腰バンド、股バンドを着装した安全の基本動作を徹底してください。



2 チェーンソー防護ブーツでの歩き方 鳥取県森林組合連合会HP ([鳥取県森林組合連合会 \(torimori.com\)](http://torimori.com))

鳥取県森林組合連合会で「チェーンソー防護ブーツ」を履いた時の山の歩き方の動画を紹介しています。

枝払い時、地拵え時などでもチェーンソーで足を切創する事故が発生しています。また、チェーンソーの切創はかなり悲惨な状況となります。

研修生はチェーンソー作業時には防護ブーツの装着をお願いします。

(防護ブーツ未装着であった災害例)

- 作業路下の木材集積場所にて、枝払いを行っていた時に誤って左足甲を切創した。
- 造林地にてチェーンソーを使用し除伐作業を実施。伐倒した木（直径約 10 cm）の玉切りを行っていた際、斜面下側の右足が滑って体が傾き、ソーチェーンが左足親指に接触した。被災者は木を跨ぎ、伐倒木に対して斜面下方で作業していた。

災害の一例ですが、チェーンソーで足元の木を処理中に足を切創する事故はかなり発生しています。

3 安全衛生活動により得られるもの

「安全指導方針は罰則がないのでしょうか」「罰則がないから守られないのでは」「研修生が嫌がるので防護ブーツは履かせません」と様々な意見等をいただきます。

○ 安全衛生活動により経営体が見られるもの

労働者のモチベーションが向上します

良好なコミュニケーションで職場が明るくなり、労働者のやる気向上が期待できます。また、労働者の意見を活かして、作業や職場環境の改善活動を行うと、より積極的に仕事に取り組む姿勢が生まれるでしょう。



生産性が向上します

作業環境の改善や整備により、段取り作業が短縮できたり、工具を探す手間がなくなって、作業の効率化、生産性の向上が期待できます。



コストを削減・抑制できます

災害が発生したり、ヒヤリ・ハットが発生すると、作業が中断したり遅れたりすることで無駄なコストが発生します。こういったコストの発生を削減・抑制することができます。

○ 労働災害が経営体にもたらすもの

労働災害はけがをした本人が辛い思いをするだけでなく、家族も経営者も心を痛めます。労働災害によりその後も後遺症に悩んでいる方もいらっしゃる、安全の確保は第一事項です。また、経営体への処分・負担は、罰則は罰金や事業停止だけではありません。

(次ページの図を参考)

また、災害が発生する都度、研修のあり方、緑の雇用の必要性なども問われます。緑の雇用の目的である林業後継者を育てるためにも安全責任を常に持っていただきたくお願いします。

安衛法の罰則規定には、①3年以下の懲役または300万円以下の罰金刑、②1年以下の懲役または100万円以下の罰金刑、③6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金刑、④50万円以下の罰金刑があり、特別教育を行わなかった場合は③、雇い入れ時の安全衛生教育を行わなかった場合は④です。

安全衛生管理・活動を怠り、労働災害が発生すると、以下のようなさまざまな処罰・負担が発生する可能性があります。

